

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

県立延岡病院遠隔読影業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和4年4月5日

県立延岡病院長 寺尾 公成

1 業務の概要

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 県立延岡病院遠隔読影業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添「県立延岡病院遠隔読影業務仕様書」のとおり |
| (3) 履行場所 | 宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10
県立延岡病院 |
| (4) 予定履行期間 | 契約締結日から令和7年7月31日まで |

2 参加要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直近3年間に400床以上の病院の遠隔読影業務を受託した実績を2件以上有していること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払が不可能になった者でないと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

3 審査に関する事項

- (1) 企画提案書の審査は、別添の審査基準に基づき、別途定める審査委員会に諮り、優先交渉権者を選定する。
- (2) 審査は病院職員で構成する審査委員会により行う。
- (3) 審査結果は、全ての企画提案者に対して文書により通知し、県立延岡病院ホームページ上で公表する。

4 スケジュール

実施要領等の交付期間	令和4年4月22日(金)午後5時まで
質問受付期間	令和4年4月15日(金)午後5時まで
質問への回答	令和4月4月27日(水)までに通知
参加資格確認書類	令和4年4月22日(金)午後5時必着
資格審査結果通知	令和4年4月27日(水)までに通知
企画提案書提出期限	令和4年5月10日(火)午後5時必着
審査委員会	令和4年5月17日(火)
契約書の締結	令和4年5月31日(予定)

5 手続き等

(1) 担当所属

県立延岡病院 医事・経営企画課 財務担当
〒882-0835 宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10
電話番号 0982-32-6781 FAX番号 0982-32-6759
メールアドレス : nobeoka-hp@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 公募型プロポーザル実施要領の交付方法

実施要領は上記（1）担当所属の場所および県立延岡病院ホームページに掲載する。
<http://nobeoka-kenbyo.jp>

(3) 参加表明書等の提出場所及び提出方法

提出場所：上記（1）担当所属と同じ。
提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。

(4) 企画提案書の提出場所及び提出方法

提出場所：上記（1）担当所属と同じ。
提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。

6 その他

詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。

県立延岡病院遠隔読影業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月

県立延岡病院

1 趣旨

本実施要領は、県立延岡病院の遠隔読影業務委託について広く企画提案を募集し、総合的な審査により委託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務件名

県立延岡病院遠隔読影業務委託

(2) 業務内容

別添「県立延岡病院遠隔読影業務仕様書」のとおり

(3) 履行場所

宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10

県立延岡病院

(4) 予定履行期間

契約締結日から令和7年7月31日まで

3 優先交渉権者選定の方法

公募型プロポーザルにより行う。

優先交渉権者の選定に当たっては、読影医との連絡体制や、読影の正確性等が優れているか、などについて総合的に評価し、優れた提案をした応募者を優先交渉権者とし、契約内容について交渉を行った上で、受託予定者を決定する。

手続の流れは、次に示すとおり。

(1) 本業務の受託希望者を公募により募集する。

(2) 応募者の参加資格について審査を行う。

(3) 参加資格審査に合格した応募者のみ企画提案書を提出する。

(4) 県立延岡病院内に設置した委員会が審査を行い、優先交渉権者を選定する。

(5) 優先交渉権者と業務委託に関する詳細協議を行う。

ただし、協議が整わず、契約見込みがないときは、次点の応募者と契約に向けて協議する。

協議が整った者を受託予定者とする。

4 事務局

本公募型プロポーザルに関する事務局は、以下に置く。

県立延岡病院 医事・経営企画課 財務担当

〒882-0835

宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10

電話 0982-32-6781 FAX 0982-32-6759

E-mail nobeoka-hp@pref.miyazaki.lg.jp

5 参加要件

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 直近3年間に400床以上の病院の遠隔読影業務を受託した実績を2件以上有していること。

(3) 県税に未納がないこと。

(4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

6 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間及び交付場所

公募型プロポーザルの実施に関する要領、仕様書の交付期間及び交付場所は次に示すとおり。

- (1) 交付日時
令和4年4月5日(火)から令和4年4月22日(金)までの日
(土曜日、日曜日は除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所
「4 事務局」および県立延岡病院ホームページに掲載する。
ホームページアドレス <http://nobeoka-kenbyo.jp>
- (3) その他
交付場所において次の書類を交付する。
 - ① 公募型プロポーザル実施要領
 - ② 県立延岡病院遠隔読影業務仕様書
 - ③ 様式集
 - ④ 県立延岡病院遠隔読影業務審査基準表
 - ⑤ その他参考資料

7 質疑照会

- (1) 提出方法
本企画提案及び仕様書等に対し質問がある場合には、質問票（様式第2号）に記載の上、次により提出する。
- (2) 受付期間
令和4年4月5日(火)から令和4年4月15日(金)までの日の午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法
電子メールにて「4 事務局」まで送付すること。
電話、FAX、その他の照会には応じない。
- (4) 回答方法
質問票受付後、質問内容とともに令和4年4月27日(水)までに、内容に応じ、随時企画提案書の提出を要請している者全員に対して電子メールにて回答する。回答は、実施要領、その他関係資料の追加、修正とみなすものとする。

8 資格審査

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加資格を有することを証明するため、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 参加資格確認申請書類（書類に押印の際は印鑑証明書の印を使用すること。）
次の①から⑦の順にA4ファイル（タテ型）に綴じて、1部提出すること。
 - ① 参加表明書兼参加資格審査申請書（様式第1号）
 - ② 参加要件に係る申立書（様式第1-2号）

- ③ 会社概要等整理表（様式第1－3号）
- ④ 登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）
- ⑤ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ⑥ 遠隔読影業務の受託実績書（様式第1－4号）

申請時点で、直近3年間に400床以上の病院の遠隔読影業務を受託した実績を2件以上有しているか確認する。契約書の写し、又は当該医療機関から出される実施証明書等契約の事実を確認できる書類を添付すること。

なお、契約の相手方が判別できない書類は不可とする。

（2）提出方法

- ① 提出期限：令和4年4月22日（金）午後5時必着
- ② 提出場所：「4 事務局」
- ③ 提出方法：郵送又は持参

（3）参加辞退

参加表明書等の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届（様式第2－2号）を、「4 事務局」あてに持参又は郵送すること。

（4）資格審査結果の通知

参加表明書等の提出があった応募者について審査の上、参加要件を満たしている応募者には、企画提案書の提出を要請します。

参加要件を満たしていない応募者は失格として、その旨及び理由を通知する。

- ① 通知日：令和4年4月27日（水）までに書面により通知する。
- ② 企画提案書の提出を要請した応募者は、県立延岡病院のホームページで公表する。

9 企画提案書等の提出手続き

（1）企画提案提出書類

以下の書類をA4ファイル（タテ型）に綴じて、提出すること。

- ① 遠隔読影業務提案総括表……………様式第3号
- ② 会社の状況……………様式第3－2号
- ③ 委託料見積書……………様式第4号
- ④ 財務関係書類（直近3期分）
 - ・計算書類（営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書）及び計算書類附属明細書
 - ・有価証券報告書（作成している場合）
- ⑤ 納税証明書（法人税、消費税、事業税）（直近1期分）
- ⑥ 提案書（任意様式）
 - ・別添の審査基準に基づき作成すること。

（2）留意事項

- ① 提案件数は1社1提案のみとする。
- ② 企画提案書の提出部数は 部とする。（正本 部、副本 部）
- ③ 企画提案書本文の様式は表現のため必要がある場合を除き、原則としてA4版縦置き、横書き、左綴じとすること。また、頁番号を記載すること。

（3）提出方法

- ① 提出期限：令和4年5月10日（火）午後5時必着
- ② 提出場所：「4 事務局」
- ③ 提出方法：郵送又は持参

（4）その他

- ① 提出期限まで企画提案提出書類を提出しないものは辞退したとみなす。

② 提出期限後における企画提案書の追加及び変更は認めない。

10 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

県立延岡病院内に設置した審査委員会において、企画提案内容の審査及び評価を行い、優先交渉権者を選定する。

また、各応募者には、審査委員会内でのプレゼンテーションを求めるものとする。審査委員会の詳細な日程については、後日通知する。

なお、選定された者が辞退するか、参加資格要件を満たさなくなった場合は次点の者を優先交渉権者とすることができます。

(2) 評価事項

審査委員会においては、別紙2「県立延岡病院遠隔読影業務審査基準表」をもとに評価を行う。

(3) 選定の時期

最終的な優先交渉権者の選定は、令和4年5月20日(金)頃を目指として行う。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、書面により速やかに通知する。

11 失格事由

次のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外するものとする。

(1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(2) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(3) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容の開示を意図的に求めること。

(4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12 苦情申立

手続きに関して不服がある場合は、任意の書面により苦情を申し立てることができる。

13 契約の締結

(1) 契約内容

優先交渉権者と、契約条件を協議の上、委託契約を締結する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要がある。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

① 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険証書を提出する場合。

② 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する履行証明書を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる

とき。

(4) 作成部数

契約書は2部作成し、発注者及び受託者が双方各1部保有する。

(5) 作成費用

契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とする。

14 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、受託予定者の選定以外の目的には応募者に無断で使用しないが、選考を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
- (5) 提出された書類は、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 応募者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負う。
- (8) 企画提案書の中で提案した内容は、契約締結後も責任を持って行うこととする。

県立延岡病院遠隔読影業務仕様書

1 遠隔読影システムに関すること

①	読影依頼用の端末を備え、また通信に必要な機器を備えること。
②	日本国内の放射線科専門医による読影結果が得られること。
③	当院の診療時間内（月曜日から金曜日は8時30分から17時15分、土曜日は8時30分から12時30分）の読影依頼が可能であること。月曜日から木曜日の依頼については、翌日17時00分までにレポートの返却を行うこと。
④	検査日翌日（休日をはさむ場合は翌診療日）に読影結果が得られること。
⑤	365日24時間の読影が不可である場合は、読影可能な時間及びレポート返却可能時間を提示すること。
⑥	緊急検査の読影に対応できること。
⑦	当院の希望する読影依頼のモダリティはCT（Aiを含む）、MR、RIであるので、これらに対応可能であること。
⑧	別紙にて各モダリティの想定依頼件数を示すので、これらにかかる読影料金を提示すること。 その際は、検査1件あたりの単価を示すこととし、従量制ではないこと。
⑨	撮影、読影に関する質問等には随時対応できること。また、読影報告書の内容について、再読影を希望する場合は無償で対応すること。
⑩	フレッツ光ネクスト等の専用回線に対応できること。
⑪	通信に関してはセキュリティが確保できること。
⑫	業務上必要な項目が別途確認された場合は、業務に支障をきたさないように対処すること。
⑬	システム運用に関して、使用者が容易に操作できること。
⑭	読影時に過去の検査画像が参照できること。
⑮	読影医とのコミュニケーション機能があること（電話対応でも可）。
⑯	診療放射線技師が在籍しており、撮影に関する問い合わせ可能なこと。
⑰	放射線科専門医による2次読影まで行うこと。

2 遠隔読影連携機能に関するこ

①	院内のビューア端末の患者リストから任意の検査を選択し、遠隔読影連携用画像送信端末にDICOM Storageを実施できること。
②	読影結果及びキー画像をPDF等の汎用ファイルに出力できること。
③	読影結果及びキー画像を参照でき、且つ紙出力を行うことができること。
④	読影結果の検索、参照が容易にできること。
⑤	検査内容や読影結果について、読影センターとコミュニケーションを図れる仕組みを備えていること。
⑥	緊急読影を要する際に、読影センターに通知する仕組みを備えていること。
⑦	当院のPACS及びレポーティングシステムは、フジフィルムメディカル社製Synapseであるため、読影結果をこのレポーティングシステムへ自動インポートすることで院内配信できる仕組みが構築できること。また、その費用を提示すること。
⑧	検査依頼及び診断結果受信は、現行運用を踏襲すること。

3 開発および支援体制に関するこ

①	システム設計、プログラム製造からシステム総合テストまでの作業、病院職員への操作研修、本稼働前のリハーサル、本稼働立ち合い、安定稼働までのシステム支援等、すべてに対応すること。
②	システム運用に関して、使用者に取扱説明を行うこと。なお、人事異動などで使用者が変わった際には新たに取扱い説明を行うこと。
③	システムのハードウェア・ソフトウェアは契約時以降に新製品が開発された場合でも最新の状態で導入すること。

4 職員研修計画

①	職員研修を行う専任者を1人以上確保すること。また、その専任者の指示により研修マニュアルの作成、研修及び操作方法不明時の問い合わせ対応等を行うことができる者を確保し、円滑な研修が実施できる体制を確立すること。
②	放射線技師の教育支援や教育プログラムを有すること。

5 基本的な安全管理要件

①	システムへのログイン時にはユーザー認証を行うこと。
②	個人情報保護体制及び情報セキュリティ体制を構築しており、プライバシーマークの認定を受けていること。

6 保守・管理に関すること

①	当院の診療時間内の連絡体制（コールセンター等）が整っていること。
②	当院までの移動時間が2時間以内の場所に保守拠点を有すること。システムに障害が発生した場合は、連絡後4時間以内に対応できること。
③	システム障害対応は24時間以内に対応できる環境があること。
④	納入検査確認後1年間は保証期間として、通常の使用による故障の無償修理や保守点検等に対応すること。また、次年度からの保守契約の提案をすること。なお、価格が基本料金に含まれない場合は別に提示すること。
⑤	定期的に保守点検を行うこと。
⑥	リモートメンテナンスによる保守業務を行えること。
⑦	定期的にリモートメンテナンスによるシステム監視を行い、その内容を当院に報告できること。また、障害が予測される場合は迅速に対応すること。
⑧	保守契約期間のシステムアップデートは保守契約に含まれること。
⑨	システム改修等の作業を行うときには、事前に方策・影響範囲などを提示した資料を提出し、説明後にこれを実施すること。
⑩	消耗品を除くすべての機器を保守対象とすること。ハードウェアも保守内容に準ずること。また、該当する機器を示す資料を提示すること。
⑪	障害時に使用者が行うべき操作マニュアルを作成し、十分に教育すること。
⑫	システムのウイルスなどに対するセキュリティの提案を行うこと。セキュリティのソフトの維持管理が必要な場合は保守契約に含めること。

7 工事費用に関すること

①	リモートメンテナンスの接続・構築費用が発生する場合は納入価格と別に提示すること。
②	その他必要なインフラ整備に関しても納入価格とは別に提示すること。

8 搬入・設置・テスト等システム構築に関すること。

①	機器の搬入、現地調整等の作業を行うこと。作業は当院の診療業務に支障を来さないよう、当院職員と協議の上その指示に従うこと。
②	PACSとの接続費用を含むこと。

遠隔画像影業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、遠隔画像読影に係る業務の委託（以下「委託業務」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し遠隔画像読影業務を委託し、乙はこれを受託した。

（定義）

第2条 本契約において遠隔画像読影業務とは、甲からのCT等の画像読影依頼に対し、乙が画像読影を行い、その所見を読影報告書として甲に報告する業務をいう。

（業務の範囲）

第3条 乙は、甲より通信回線や郵送等で乙に到着した画像をもとに甲に対する読影報告を行う。

2 上記読影報告は甲又は甲に所属する医師の診療の補助としてなすものであり、読影報告書に記載がある所見等の採否は、甲または甲に所属する医師の責任によるものとする。

3 乙は上記読影報告書について患者への説明などの医療行為は行わない。

（読影報告書の記載事項）

第4条 読影報告書の書式は別途定める。なお、読影報告書には下記の事項を記載するものとする。

記

- (1) 画像の所見、検査結果
- (2) 画像に基づく診断
- (3) その他診断に関し参考となるべき事項

2 乙は、医療画像に重要な所見がある場合には、その所見に関わる画像又はその略図を読影報告書に添付するものとする。なお、画像または略図添付の基準は乙の読影医の判断による。

（医療画像読影の依頼）

第5条 甲は医療画像を通信回線又は郵便で乙に送信して、画像読影を依頼することとする。この際、甲は患者の住所等画像の読影に関連ない個人情報を明らかにする必要はない。

（医療画像読影の遂行）

第6条 乙は、甲から受信した画像をもとに、読影報告を行う。

2 乙は、過去に甲から同一の患者に関する画像を受信し保存している場合には、過去の画像と比較して読影報告を行うことができる。

3 乙は、原則として画像を受信した日の翌日（翌日が日曜、祝祭日等乙の休

業日の場合は翌営業日)までに、甲に対し読影報告書を乙の提供するネットシステムで電送するものとする。但し、天災、通信回線の故障等やむを得ない場合はこの限りでない。

4 前項但し書の場合、乙はできる限り迅速に必要な措置を講じることとする。
(読影結果の利用)

第7条 甲は、読影報告書の内容のみならず、その他の検査結果等を総合的に考慮して診断を行うものとする。その際、読影報告書記載の所見、診断等は、甲又は甲に所属する医師の責任においてその採否を決する。

(画像の保存)

第8条 乙は、同一患者の比較読影のため、甲から送付された画像を一定期間電子的に保存するものとする。但し、甲から画像が電子画像以外のもの(フィルム)により送付された場合には、画像を電子的に保存するか否かは乙の任意に任せる。なお、保存期間については別途協議する。

(画像の返還)

第9条 甲から送付された画像は、それがフィルム原本の場合はこれを読影後直ちに返却する。画像が電子画像の場合はこれを返却しないものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、甲から送付された画像、患者情報、乙において保存中の電子的情報等の全ての医療情報を厳に秘密として取り扱い、第三者に開示してはならない。なお、この秘密保持義務は、本件契約終了後も負うものとする。

2 乙は、前項の秘密を保持するため、医療情報の保存システムのセキュリティ管理や社員や読影担当者に対する秘密保持義務の徹底等の必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、甲から送付された画像、患者情報、乙において保存中の電子的情報等の全ての医療情報を画像読影の目的のみに使用し、他の目的のために使用しないこととする。但し、甲が事前に文書により許可した場合には、患者のプライバシーに十分な配慮をした上で、学会発表、論文への引用等医学の進歩の目的のために使用することができる。

4 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

5 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(料金)

第11条 本件業務の料金は別紙記載の料金表のとおりとする。

(料金計算、請求及び支払の方法)

第12条 従量料金については、毎月末日を締切日として、末日までに読影報告書を発信した件数に基づき月毎の料金を計算する。

2 乙は、前項の従量料金を計算し、当該月の基本料金等を合算した上、当該

月の料金を、甲に対して請求する。

3 甲は、乙からの請求を受けた料金を、締切日の翌月末までに乙が指定する銀行口座に振り込んで支払う。

(支払の遅延)

第13条 甲が本契約に基づく債務の履行を怠った場合、乙は甲が履行遅滞となつた時から債務の完済に至るまで本契約に基づく甲のための業務を停止することができる。

2 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約期間及び中途解約)

第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、契約期間は、令和4年月 日から令和7年7月31日までとする。

2 甲は、本契約の契約期間中であっても、乙に対し、解約予定日の2ヶ月前までに書面による通知を行い、本契約の中途解約を行うことができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(責任)

第16条 乙は、本契約に基づく業務について、天災、通信回線の障害、甲の提供する医療画像の不鮮明等乙の責に帰すべからざる事由に基づく不履行に関しては責任を負わないものとする。

2 甲及び乙は、本契約に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を蒙った場合は、それが直接の原因で発生した通常損害に限り、相手方に対し損害賠償の請求をすることができる。

(合意管轄裁判所)

第17条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議事項)

第18条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第7章の定めると

ころによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 宮崎県
宮崎県立延岡病院
院長 寺尾 公成

乙